

令和6年度

三方原用水二期農業水利事業

南部幹線水路改修工事（ゲート製作据付）

特 別 仕 様 書

（当初）

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

三方原用水二期農業水利事業 南部幹線水路改修工事（ゲート製作据付）（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下、「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営三方原用水二期農業水利事業計画に基づき、南部幹線水路他の水門設備を改修するものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市中央区東三方町地内他

3. 工事概要

本工事は、南部幹線水路の水門設備及びその他付帯設備等の製作据付工事及び長石放水工制水門の水門設備の整備工事で、その概要は次のとおりである。

（1）南部幹線14号分水工ゲート

【既設更新】		
ステンレス製スライドゲート（農水側）	2.00m×1.40m	1 門
ステンレス製スライドゲート（工水側）	2.00m×1.10m	1 門
【既設整備】		
アピカゲート（工水側） （塗装、部品交換）	2.00m×1.10m	1 門

（2）南部幹線18号分水工ゲート

【既設更新】		
ステンレス製スライドゲート	3.00m×1.25m	1 門
電動バタフライ弁（低キャビ）	φ 600	1 基
簡易ゲート	φ 600	1 門

（3）長石放水工制水門

【既設整備】		
プレートゲート製ローラーゲート （扉体・戸当り塗装、開閉器更新）	4.10m×2.70m	1 門

（4）角落しゲート戸当り製作

導水幹線用	側部戸当り高：3019.0mm 下部戸当り長：3680.0mm	1 基
南部幹線用	側部戸当り高：2380.0mm 下部戸当り長：3687.6mm	1 基

（5）操作設備（機側操作盤）

2 面

（6）配管・配線設備

1 式

(7) 計測機器

電波式水位計 0～10m	1 基
電磁流量計 (φ 600)	1 基

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- ① 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
- ② 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- ③ 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

(1) ゲート設備の据付工事は、令和6年12月より着手可能である。

(2) 本施工区間は通年通水であるが、非かんがい期（10月6日以降）に週に1日（火曜日）の午前4時から正午までの8時間を取水地点である秋葉取水口で断水する。以下の工事はこの断水時に施工するものとする。

- ・導水幹線3号開渠等改修及び14号分木工改修における角落し戸当りの据付及び撤去

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場施工期間には、雨天、休日等14日を見込んでいる。

（なお、休業日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、及び年末年始休暇である。）

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている202日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月17日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

6. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

（1）導水幹線水路改修工事（3号開渠～5号開渠他）（仮称）

（令和6年8月上旬～令和8年3月中旬）

（2）南部幹線水路改修工事（14号分木工他）（仮称）

（令和6年7月下旬～令和8年3月中旬）

（3）南部幹線水路改修工事（18号分木工他）（仮称）

（令和6年7月8月上旬～令和8年3月中旬）

(4) 水管理施設整備工事

(令和6年2月19日～令和8年3月9日)

2. 基準点

本工事に使用する水準点は、仮設計画図に示す以下のものを使用するものとする。

H26-2 TP. 92.702m (長石放水工制水門)

H26-21 TP. 58.775m (14号分木工)

H26-25 TP. 49.780m (18号分木工)

3. 既設設備との受け渡し条件

本工事の電気設備は、中部電力株式会社から200V(三相3線、60Hz)、100V(単相2線、60Hz)で受電するものとする。なお、中部電力株式会社との責任分界点は、引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

4. 搬入路

仮設ヤードへの工事車両等の進入路は、隣接道路から搬入するものとし、10t車の進入は可能である。ただし、製作上等やむを得ない理由により搬入が困難な状態となった場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

5. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置期間	交通誘導警備員(B)	編成	昼夜別	交代要員の有無
18号分木工 (市道葵花川線)	ゲート 据付時	1名/日	1名	昼間	無

(2) その他

1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2) 地域住民から苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

6. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、工事に伴う交通規則並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の始期から40日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

工事施工に必要な諸手続等は、受注者の責任において行うものとし、届出書等を提出する。

第6章 仮 設

1. 一般事項

水門設備の据付に伴う仮設計画は、共通仕様書（施）第1章1-1-5に基づき、本工事に適合した施工計画書の提出を行い監督職員の承諾を得なければならない。

2. 分水工敷地内の清掃及び仮置き

敷地内や道路の舗装面を汚した場合は、早急に清掃し常に土砂等の散乱のないよう努めるものとする。また、受注者は工事現場内に製品・材料等の仮置が必要となる場合は、施設管理者及び監督職員の承諾を得なければならない。

清掃に際しては、水路内にゴミ等を落下させないように留意すること。

3. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という）は、別に示すとおりである。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料を貸与する。

（1）設計業務報告書

令和5年度 三方原用水二期農業水利事業 水管理施設補足設計検討業務[長石放水工制水門、若鈴コンサルタンツ]

令和５年度 三方原用水二期農業水利事業 南部幹線水路等検討業務[14号、18号分木工、NTC
コンサルタンツ]

(2) 完成図書

昭和４５年度 長石放水路制水門 完成図書

平成１２年度 幹線水路長石制水門設備点検修繕工事 完成図書

(3) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してならない。

(5) 返納場所

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第９章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電気料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施にあたっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第８章第１項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を厳守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

(3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。

(4) 運転が確実で操作の容易なものとする。

(5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元 本水門設備は、次の条件により設計するものとする。

(1) 設計水位

仕様項目	14分水ゲート（農水）	14号分水ゲート（工水）	18号分水ゲート
形式	ステンレス製スライドゲート	ステンレス製スライドゲート	ステンレス製スライドゲート
純径	2.000m	2.000m	3.000m
扉高	1.400m	1.000m	1.250m
ゲート敷高	EL+59.770m	EL+58.270m	EL+48.760m
門数	1門	1門	1門
設計水位前面	1.330m	2.830m	1.140m
設計水位後面	0.000m	0.000m	0.000m

操作水位前面	1.030m	2.530m	0.840m
操作水位後面	0.000m	0.000m	0.000m
水密方式	前面3方ゴム水密	後面4方ゴム水密	前面3方ゴム水密
開閉装置	手動ラック式 (30kN)	手動ラック式 (30kN)	電動ラック式 (30kN)
開閉速度	0.139m/min 程度	0.139m/min 程度	0.3m/min 程度
掲程	1.400m	3.170m	1.690m
操作方法	機側操作	機側操作	機側操作

(2) 土木構造物の設計条件

土木構造物等の荷重条件は、下表を満足していることを確認するものとする。

分土工	土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
14号分土工 (農水側)	操作台	水門設備稼働時	12.5 kN
14号分土工 (工水側)	操作台	水門設備稼働時	28.9 kN
18号分土工	操作台 (鋼製)	水門設備稼働時	13.4 kN

3. 材料

(1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。

(2) 構造計算の結果、決定する材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

4. 簡易ゲート

- (1) 扉体、戸当り SCS13
- (2) 口径 φ600
- (3) 開閉器 水没1型
- (4) 付属品 取外しT形ハンドル (アルミ合金製)

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書 (施) 第2章「機器及び材料」第4章「水門設備」によるものとする。

(2) 本設備の製作は、共通仕様書 (施) 第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。

(3) 本設備は、共通仕様書 (施) 第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

2. 設備

(1) 構造一般

材質は下記のとおりとし、分解組立が容易な構造とする。

1) ゲート設備

主要部材 扉 体：SUS304
戸当たり：SUS304、SS400

(2) バルブ構造一般

- 1) バタフライ弁の構造は JWWA B 138 水道用バタフライ弁に準拠すること。
- 2) 開閉は電動開閉装置により行えること。また、切替レバー等により、ハンドルで手動開閉操作が可能な構造とし、その操作力は100N以下の人力で開閉可能なものとする。
- 3) 電動開閉装置の開度指示計はダイヤル式とし、開度発信器(R/I 変換機内蔵形)を設けるものとする。
- 4) 弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。
- 5) 弁類の設置に当たり、塗膜の欠損に注意するとともに、欠損した箇所については、同等以上の塗装を行わなければならない。
- 6) ボルトの締付けは、パッキンが均等になるよう全体を徐々に仮締付けし、最後に管製造メーカーが規定するトルクまでトルクレンチで確認しながら締付けしなければならない。
- 7) 弁類は、逆流防止及び流水遮断(電動)を行う事を目的に設置するもので現場条件、使用目的にあった構造及び性能を有する弁を選択するものとする。

(3) 機器仕様

1) 形式及び呼び径等

形 式	バタフライ弁(低キャビテーション)
口 径	600 mm
台 数	1 台
電動機出力	0.4 kW
規 格	JWWA B 138 準拠
駆動方式	電動式(手動開閉機構付)
開閉時間	60 秒程度

2) 使用材料

弁 体	FCD450-10 同等品以上
弁 箱	FCD450-10 同等品以上
弁 棒	SUS403 同等品以上

3) 付属品

開度計(R/I 変換機内蔵形発信器付)	1 台分
本体付開度計(指針式)	1 台分
据 付 脚	1 台分
基礎ボルト	1 台分
トルクスイッチ	1 台分
全閉・全開リミットスイッチ	1 台分

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

- (1) 機側(機側操作盤)における運転管理の内容は、別紙「管理項目表」のとおりとする。

なお、将来は遠方（中央管理所）から受益地区全体の主要施設を集中管理して、監視操作を行う予定であるので、別紙「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとし、水位計の水位データの取込・接続を行う。

- 1) 14号分土工（農水） 手動操作
- 2) 14号分土工（工水） 手動操作
- 3) 18号分土工（南部幹線ゲート） 機側操作盤による上流水位一定制御
- 4) 18号分土工（花川用水バルブ）

機側操作盤によるバルブ機側・遠方制御、流量遠方監視、南部幹線水位遠方監視

(2) 信号等情報の受け渡し方法は、次による。

- 1) 監視信号 DC4～20mA
- 2) 制御信号 無電圧接点
- 3) 計装信号 DC4～20mA

2. 運転操作

(1) 18号分土工（南部幹線水路ゲート）

水門設備の運転操作は、南部幹線水路に設置する水位計データにより自動制御装置にて、設定した水位帯により開-停-閉のゲートを自動制御するものとする。なお、設定値は任意で変更できるようにするほかゲートの通水開度を表示させる。また、機側による開・停・閉操作を行えるものとし、水位による自動制御のON-OFFを盤面にて行えるものとする。

水位データは、花川用水バルブ機側操作盤へ伝送するものとする。

単位 (m)				
分土工	設定水位 ゲート停止	ゲート 上昇水位	ゲート 下降水位	備考
18号分土工	1.75	1.77	1.73	

※水位は、導水幹線水路底版からの数値とする。

ゲート動作後における水位計測は、10分後とする。

※高水位時は、ゲートは自動で全閉するものとする。

(2) 18号分土工（花川用水バルブ）

操作盤には監視と操作する機能があり、監視は流量、バルブ開度、水位、故障が表示されるものである。

操作は、操作小扉があり、操作小扉を開けて操作する。操作は必要とされる状態まで操作スイッチで操作ができるものである。操作小扉内には開、閉、停のスイッチと故障復帰、ランプテストのスイッチがある。バルブ操作は用水量を絞る時に「閉」スイッチを操作して用水量と開度を見ながら、必要とされる用水量に達した時に「停止」スイッチを操作するとバルブは停止する。用水量を多くする場合は、「開」スイッチを操作して用水量と開度を見ながら、必要と達した時に「停止」スイッチを操作するとバルブは停止する。

表示復帰とは故障が発生した時に原因を突き止め、修理を終えた時点で表示復帰のスイッチを押して初期状態に戻すためのものである。

ランプテストは表示器等のランプ切れを発見するものである。

非常停止はバルブが開又は閉操作中において操作不能の場合に使用する。

第 13 章 電気設備

1. 一般事項

(1) 高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」(令和元年 7 月農林水産省農村振興局整備部設計課)に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM 等)は、共通仕様書(施)並びに関係諸基準に準ずるものとする。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

(3) 本工事に必要な外注品は、J I S 又はその他関係する規格、基準に合格した機器を使用するものとする。

(4) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、高速避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。

(5) 回路構成等

ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。

盤内照明は、ドアスイッチにより点滅するものとする。

スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。耐雷対策を十分施すものとする。

(6) 指示計及び表示灯

電圧計、電流計は広角形とする。

状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。

計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。

(7) 高速避雷器(電源用、計装用、制御用、信号用)

サージ耐量は 20KA 以上とする。

動作速度は 3 sec 以下とする。

(8) 電波式水位の出力信号、瞬時流量は DC4~20mA、積算流量はパルス接点信号とする。

(9) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート、バルブ開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置するものとするが、詳細は監督職員と協議する。

2. 電気設備

(1) 18号分水工ゲート 機側操作盤

1) 設置数	1 面
2) 材質及び構造	屋外ステンレス製自立閉鎖型 (JEM 1265C)
3) 盤面取付器具	
銘 板	1 式
電流表示計	1 個
電圧表示計	1 個
ゲート開度表示計(0~2.0m)	1 個(ポテンションメータ発信器はゲート機器に含む)
水位表示計	1 個

状態表示器	1 式
故障表示器	1 式
操作小扉	1 式
操作スイッチ（開, 閉, 停）	1 式
切替スイッチ（手動-自動）	1 式
ランプテストボタン	1 個
表示復帰ボタン	1 個

4) 盤内取付器具

漏電遮断器	2P30AF/10AT	1 個
配線用遮断器	3P30AF/10AT	1 個
配線用遮断器	2P30AF/20AT	1 個
配線用遮断器	2P30AF/10AT	1 個
配線用遮断器 (SPD 用)	3P50AF	1 個
配線用遮断器 (SPD 用)	2P30AF	1 個
避雷器 (SPD) クラス II		2 個
可逆電磁接触器		1 個
3E リレー		1 個
進相コンデンサ		1 台
零位相変流器		2 個
漏電検出器		2 個
接点溶着検出器		1 個
ファン		2 個
サーキットプロテクター		1 式
スペースヒータ		1 個
盤内灯		1 個
コンセント		1 個
補助継電器		1 式
自動制御装置		1 式

本装置は、計測水位が設定値（操作水位）を超えた場合にゲート进行操作（上流水位一定制御）する機能を有する。

・機器仕様

構 造	: 水位調節形
入力信号	: DC 4 ~ 20 mA
出力信号	: 無電圧接点
制御モード	: 自動
設定方式	: 現場設定
設定精度	: $\pm 1\%$
電 源	: 単相 AC 200 V 又は DC 24 V

(2) 花川用水バルブ 機側操作盤

機側にて手動操作により開-停-閉のバルブ操作を行うために設置するものである。

制水弁の通水開度を表示させるとともに、流量を把握するために流量計を設置し、将来、水管理施設にバルブ開度、分水流量の状態信号及び制御信号を転送及び手動操作を遠方にて行うための装置実装するものである。なお、遠方への信号伝送装置は、関連工事にて設置するものとする。

監視対象施設及び監視項目は、別紙「管理項目表」のとおりとする。

1) 設置数	1 面
2) 材質及び構造	屋外ステンレス製自立閉鎖型 (JEM 1265C)
3) 盤面取付器具	
銘 板	1 式
電流表示計	1 個
電圧表示計	1 個
弁開度表示計 (0~100%)	1 個 (R/I 変換器はバルブ機器に含む)
流量表示計 (0~1.0 m ³ /s)	1 個
水位指示計 (デジタル式)	1 個 (南部幹線水位)
状態表示器	1 式
故障表示器	1 式
操作小扉	1 式
操作スイッチ (開, 閉, 停)	1 式
切替スイッチ (機側-中央)	1 式
ランプテストボタン	1 個
表示復帰ボタン	1 個
4) 盤内取付器具	
漏電遮断機 3P	1 個
漏電遮断機 2P	1 個
配線用遮断器 3P	1 個
配線用遮断器 3P	3 個
高速避雷器 (電源用)	1 式
高速避雷器 (計装信号用)	1 式
可逆電磁接触器	1 台
3 E リレー	1 個
進相コンデンサー	1 個
零位相変流器	2 個
漏電検出器	2 個
接点溶着検出器	1 個
ファン	2 個
サーキットプロテクター	1 式
スペースヒータ	1 個
盤内灯	1 個

コンセント	1 個
補助継電器	1 式
データ伝送装置取付余地	1 式 (350×250×50)
流量計変換器取付	1 式
5) 予備品・付属品	1 式

(3) 引込計器箱 (200V 100V 2 回路)

- 1) 仕 様 中部電力より電源供給を受け機側操作盤へ電力を供給する。
- 2) 数 量 2 面
- 3) 材質及び構造 屋外ステンレス製電柱掛形 (JEM 1265)
- 4) 盤面取付器具 銘板 1 式
- 5) 盤内取付器具 電力量計取付余地 1 式 (中部電力支給品)
 - 漏電遮断器 3 P 1 個 (210V)
 - 漏電遮断器 2 P 1 個 (100V)

3. 計装設備

(1) 電波式水位計

測定範囲	0～10m
構 造	検出部・信号変換部一体構造
測定方法	マイクロ波 (レーザ・パルス信号伝搬時間測定方式)
マイクロ波出力	微弱電波機器性能
信号精度	±1.0 cm
出力信号	DC4～20mA
許容負荷抵抗	360Ω 程度 (DC24V 時)
表 示	水位表示など
機 能	ゼロ調整、スパン調整、ダンピング、自己診断
配線方式	2 線式
避 雷 器	内蔵
電 源	DC16～36V
防水構造	検出器防噴流形 (JIS C 0920)
各部材質	①本体 アルミ合金製又は同等以上 ②アンテナ SUS316 又は同等以上
設置架台	SUS 製 (張出し架台、90 度回転)

(2) 電磁流量計 (花川用水バルブ)

口径	φ 600
表示	積算流量 (m ³)、瞬時流量 (L/s)、乾水、電池容量低下、測定停止
圧力損失	0.0001 以下 MPa (最大流速 5.0m/s 時)
使用圧力	1.0MPa (フランジ取付時)
液体温度範囲	0～+40℃

環境温度範囲	-10～+50%
液体伝導率	50～600
配管方式	フランジ取付
コード出力	SS フォーマットコード出力、積算及び瞬時流量
電源	リチウム電池（公称 3.6V）
主要部材質	電極：SUS316L、ライニング：エポキシ樹脂、フランジ・本体：SUS304、 電極カバー：塩化ビニル、表示部：SUS304、ABS 樹脂
防水構造	水中型(JIS C 0920)、IP68(IEC 529)

（３）電磁流量計用受信器

表示内容	現在流量（L/s）、総積算値（m3）、エラー表示
環境温度範囲	-10～+50%
電源	内臓リチウム電池（環境温度 20℃）又は外部電源 DC12～24V
防水性	防沫型(JIS C 0920)、IPX4
主要部材質	保護ケース・端子カバー：ABS 樹脂、コードブッシュ：エストラマー
入力	信号形態 SS フォーマットコード電文
出力	アナログ出力：4～20mADC、許容不可抵抗：600Ω（外部電源 24～48VDC） パルス出力：1 点（オープンドレイン）、最大負荷：30VDC-20mA

4. 機側操作盤の予備品

下記数量は、盤 1 面毎に予備品箱に収納のこと。

1) リレー類	各種1個
2) ヒューズ	使用量の100%
3) LEDユニット	各種1個
4) 電磁開閉器	各種1個
5) 補修塗料及び工具	1式
6) 予備品箱	1 個

第 14 章 塗 装

1. 一般事項

（１）外注品の塗装仕様についてはメーカ標準仕様とし、塗装色は青系とする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y/7/1 とする。

（２）塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

（３）扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

（１）塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の

塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。

(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

(1) 14号、18号分水工ゲート、長石放水工制水門ゲート開閉装置

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
工場	素地調整	1種ケレン			
	プライマー処理	エポキシジンクリッチプライマー	15 μ m	最終層青系	エアレス
	下塗り(1)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り(大気部用)	80 μ m		
	下塗り(2)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り(大気部用)	80 μ m		
	中塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗り	40 μ m		
	上塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗り	30 μ m		
	計		230 μ m		

(2) 長石放水工制水門(扉体、戸当り)

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	3種ケレン			
	下塗り(1)	変性エポキシ樹脂塗装下塗り(水中部用)	100 μ m	最終層青系	刷毛
	下塗り(2)	変性エポキシ樹脂塗装下塗り(水中部用)	100 μ m		
	中塗り	エポキシ樹脂塗装中塗り	40 μ m		
	上塗り	エポキシ樹脂塗装上塗り	40 μ m		
計	計		280 μ m		

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第3章第8節から第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、据付に先立ち立会により決定する。

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

4. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144 2017 版）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「日本電機工業会規格」に示すAクラス以上とする。

- (3) 電気設備の耐震設計に用いる諸数値は、地域係数 $Z = 1.0$ 、設計用鉛直震度 $K_v = 1/2 \times K_H$ とする。
- (4) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が、明確になるようにしなければならない。
- (6) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。
なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 14号分木工 開閉装置 塗膜剥離（現場整備）

- (1) 有害物質含有塗膜の除去は、湿式塗膜剥離剤工法によるものとし、「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）」に基づき施工するものとする。
- (2) 塗膜剥離作業前に予め清掃等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 塗膜剥離の方法は、剥離剤塗布、養生、塗膜剥離（ここまでの工程を繰り返す）、剥離塗膜の集積・現場内運搬を行うものとするが、現地状況等により変更する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。
- (4) 塗膜剥離面積 約 3.1m²
- (5) 撤去作業 関連土木工事による

6. 14号分水工 アビオゲート整備（下流水位調整水門）

（1）ゲート設備 工場持込整備

1）諸元

製作会社	丸島産業株式会社
台数	1 台
型式	低落差 110/200
最大流量	2.32m ³ /s
戸当り	2500×2200

2）整備前試運転確認（現場整備）

- ・各部動作確認
- ・現状仕様確認（ウェイト材等再利用可能かどうかの確認）

3）工場持込整備手順

- ・現地（撤去）＊：土木工事は別途工事にて実施

- ① ゲート撤去（現場整備）
- ② 戸当たり撤去（現場整備）
- ③ ゲート輸送（現場→工場）

- ・工場整備

- ① 剥離作業
- ② 素地調整
- ③ 塗装作業
- ④ ベアリング交換

- ・塗装仕様

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装色	塗装方法
工場	素地調整	1 種ケレン(剥離剤)			
	下塗り(1)	厚膜形エポキシジンクリッチペイント	75 μ m	最終層 青系 (L69-50T)	エアレス スプレー
	ミスト コート	エポキシ樹脂塗料下塗り (水中部用)	—		
	下塗り(2)	エポキシ樹脂塗料下塗り (水中部用)	100 μ m		
	下塗り(3)	エポキシ樹脂塗料下塗り (水中部用)	100 μ m		
	中塗り	エポキシ樹脂塗料中塗り	40 μ m		
	上塗り	エポキシ樹脂塗料上塗り	40 μ m		

- ・現地（据付・部品交換）

- ① 戸当たり搬入・据付（土木工事は別途工事にて実施）
- ② ゲート・交換部品搬入・据付

③ 試運転・通水調整

据付を行う際に、下記の部品の交換を行う。

品名	材質	規格寸法	数量	単位
戸当り	SUS304	2500×2200	1	式
ベアリング	SUS304		2	個
ローラー	SUS304		2	個

* ウェイト材は、整備前試運転確認時に交換の有無を確認

7. 長石放水工制水門

(1) 諸元

製作会社	豊国工業株式会社
製造番号	37G-1057
門数	1 門
型式	プレートガータ構造鋼製ローラゲート
有効幅×有効高	4100mm×2700mm
動力	ラック式開閉器 NC30D (豊国工業製)
竣工	1970 年 (昭和 45 年)

(2) 現地整備内容

- 1) 扉体は、取り外し現地にて塗り替えを行うものとする。

塗り替え面積：33.2m²

- 2) 戸当りは、現地にて塗り替えを行うものとする。

塗り替え面積：15.3m²

- 3) 下記の部品は、既設を撤去し取替えを行うものとする。

品名	材質	規格寸法	数量	単位	参考重量
主ローラ	SUS304	φ 310	4	組	124 kg/組
サイドローラ	SUS304	φ 100 ブラケット共	4	組	30 kg/組
側部水密ゴム	合成ゴム	平ゴム t12×130× 2905 超高分子ポリ エチレン被覆	2	枚	5.6 kg/枚
下部水密ゴム	合成ゴム	平ゴム t12×75×3954	1	枚	4.4 kg/枚
扉体受け緩衝ゴム	SUS304+合成ゴム	L2000×W200×t90	7	組	5.5 kg/組
ボルト・ナット類	SUS304		1	式	—
アンカーボルト・ナット類	SUS304・SS400	M24	10	組	19 kg/組

- 4) 下記の部品は新規取付を行うものとする。

品名	材質	規格寸法	数量	単位	参考重量
中間振れ止め金具	SUS304	RA20 用	2	組	22 kg/組

- 5) 開閉機本体は、既設を撤去し取替えを行うものとする。

形式	2 本吊り
----	-------

開閉能力	40kN
開閉速度（電動）	0.3m/min
開閉速度（手動）	2.1cm/30rev
電動機容量	0.55kw(4p)

6) 開閉機における下記の部品は、既設を再利用するものとする。

ラック棒、継手、吊ピン（2000年（平成12年）製作）

7) 防護柵、梯子は既設を撤去し取替えるものとする。

8. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第1編第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。

（1）規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の最 大寸法(mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用目的
鉄筋 コンクリート	21	12	25	60%以下	BB	二次・基礎 コンクリート
無筋 コンクリート	18	8	40	65%以下	BB	均し コンクリート

※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

（2）見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

9. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	⑥その他 (据付)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
--	--------------	-----------------	----------------------

第 16 章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

(1) 主任技術者

建設業法第 7 条第 2 項イ又はロ、又はハに該当する者であること。(鋼構造物工事業)

(2) 監理技術者

①建設業法第 15 条第 2 項イ又はハに該当する者であること。(鋼構造物工事業)

②監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格証を平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は予め監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」(※) に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

① 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」(※) 及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に示す黒板

情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が 動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で 工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する 実施要領」によるものとする。

（３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、MicroSoft Teams である。

（４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- （１）設計諸元等条件変更があった場合
- （２）関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更または追加が生じた場合
- （３）上記変更に伴い建設機械の能力に変更が生じた場合第
- （４）三者との協議結果により変更が生じた場合
- （５）歩掛調査等の追加が生じた場合
- （６）公共事業労務費調査対象となった場合
- （７）管理項目表の変更に伴い、機側操作盤の仕様変更が生じた場合
- （８）交通誘導警備員の配置・職種が変更となった場合
- （９）遠隔確認の試行を行う場合
- （１０）引込柱の仕様等に変更となった場合
- （１１）機側操作盤、水位計の設置位置の変更に伴い、配線配管等の数量に変更が生じた場合。
- （１２）開閉器の仕様及び能力に変更が生じた場合
- （１３）アビオゲートの整備内容に変更が生じた場合

- (14) 流量計の仕様等に変更が生じた場合
- (15) 長石放水工制水門ゲートの既設利用部材が再利用できなかった場合
- (16) 角落しゲート戸当りの仕様等に変更が生じた場合
- (17) 7号分土工 ディストリビュータ据付が変更追加になった場合
- (18) その他現地精査により変更が生じた場合
- (19) 電用品等調達困難に伴い機側操作盤の製作が遅れ、工程を見直す必要が生じた場合
- (20) その他監督職員が必要と認めたもの

第18章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日にうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）VE 提案の意義及び範囲

① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）VE 提案書の提出

① 受注者は、（２）の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式－６）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

イ VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）

ウ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

カ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）VE 提案の適否等

① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式－６）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合におい

て、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事施工中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受

注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び、対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

６．工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

７．週休２日による施工

（１）本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休２日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

8. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとす

る。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○ 監督職員用

【働き方改革】

☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（1）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 施工箇所が点在する工事の適用

（１）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『14 号分木工、18 号分木工、長石放木工制水門（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

（２）本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

11. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(6) 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第○章○の箇所とする。

第19章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この特別仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(3) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合、発注者と受注者による協議とする。

〔凡例〕 △：機側
○：中央管理所

局名 （施設名）	施設区分	管理項目	設置		データ入出力受け渡し条件				伝送		現場（機側）		中央管理所（水管理施設整備工事）																		備考							
			台数	1台当たりデータ量	合計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設定範囲】	直送	搬送	T	T	デジタル （数値）	アナログ （計器形）	ランプ （表示灯）	手動操作	手動設定値制御	自動制御	大型表示装置			操作卓			監視操作端末装置			情報処理				情報提供※2					
																				表 示			表 示		操作・制御	表 示	操作・制御		演算処理	自動制御処理		操作量演算処理	警報処理※1	記録処理		XML配信	ブラウザ配信	メール配信
																				デジタル	アナログ	シンボル	デジタル （数値）	アナログ （計器形）	ランプ （表示灯）		手動操作	手動設定値制御						手動操作	手動設定値制御			
18号分水工（花川用水）	諸量データ	南部幹線水路水位	1	1	1	DC4～20mA					○	△								○															○			
		花川用水分水量（瞬時）	1	1	1	DC4～20mA					○	△								○															○			
		花川用水分水量（積算）	1	1	1	パルス					○									○															○			
	バルブ設備	分水バルブ開度	1	1	1	DC4～20mA					○	△									○														○	○		
		分水バルブ操作場所	1	2	2	無電圧a接点					○			△							○														○	○	中央、機側	
		分水バルブ状態	1	2	2	無電圧a接点					○			△							○														○	○	全開、全閉	
		分水バルブ状態	1	2	2	無電圧a接点					○			△							○														○	○	開中、閉中	
		分水バルブ故障	1	1	1	無電圧a接点					○			△							○														○	○		
		分水バルブ機側盤電源断	1	1	1	無電圧a接点					○			△							○														○	○		
		分水バルブ操作	1	3	3	無電圧a接点						○				△					○	○													○		開、閉、停	
		分水バルブ設定開度	1	1	1	DC4～20mA						○									○		○												○			
		分水バルブ設定開度アンサ	1	1	1	DC4～20mA					○										○														○			

（※1）可聴警報凡例 C：チャイム（ピンポン）、B：ブザー（ブーブー）、E：電子音（ホロホロ）
（※2）XML配信とは、関連機関に対してXMLファイル形式でデータ配信することを指す。配信するデータは関連機関との協議により決定する。
ブラウザ配信とは、運用者等が遠隔地よりパソコンのInternet Explorerや携帯電話のiモード等でデータ閲覧を行うことを指す。
メール配信とは、障害発生時に運用者の携帯電話等に異常通報メールを送信する機能を指す。

管 理 項 目 表

[凡例] △：機側

○：中央管理所

◇：現場管理所

◎：中央管理所＋現場管理所

18号分水工ゲート操作盤

[illegible]

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 6 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長

石田 勲 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	三方原用水二期農業水利事業 南部幹線水路改修工事（ゲート製作据付）
工 事 場 所	静岡県浜松市中央区東三方原町地内他
契約予定年月日	令和 6 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 6 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 7 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。